

第1回坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会 次第

日 時 令和8年6月19日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 ハーモニー春日井 ホール

- 1 開会
- 2 構成員自己紹介
- 3 市からの説明
- 4 構成員どうしによる意見交換
- 5 質疑応答
- 6 その他
- 7 閉会



市ホームページ

これまでに実施した、学校の適正規模等に関するアンケート結果及び意見交換会の会議録を掲載しています。

目 次

I	坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会	1
II	児童生徒数推計	2
III	坂下中学校区における基本方針	4
IV	より良い教育環境の実現に向けて	6
	・ 小中一貫教育制度	6
	・ 通学バス	8
	・ 放課後の子どもの居場所づくり	10
	・ 学校と地域との連携	11
V	学校の設置場所	12
	参考資料	15
	・ 坂下中学校区図	15
	・ 各学校区図	16

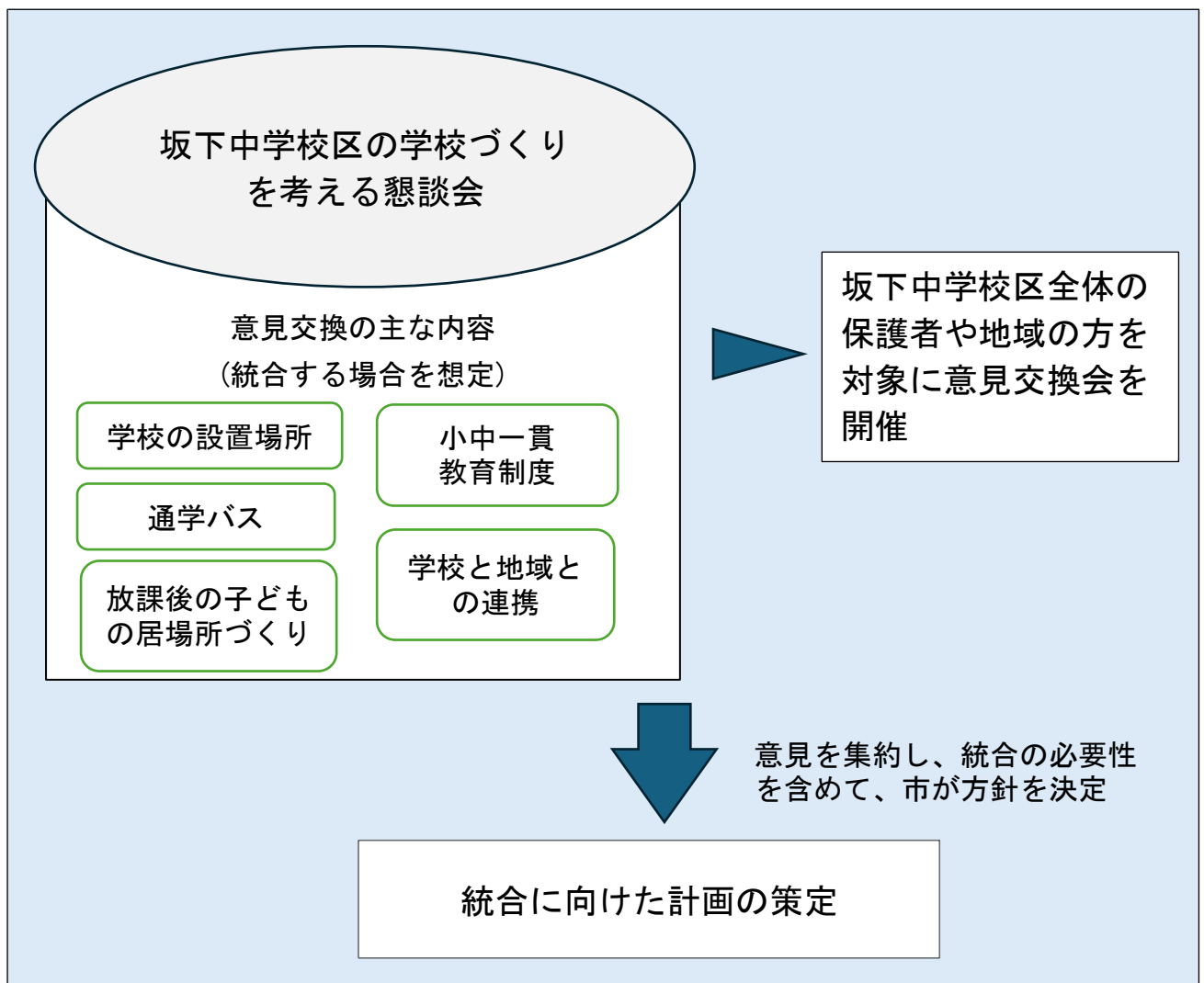
I 坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会

1 設置の目的

「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会（以下、「懇談会」といいます。）」は、「坂下中学校区の学校統合に向けた基本方針」において、学校統合の必要性を含め、学校の設置場所、小中一貫教育制度、通学バスなどの具体的な内容について意見交換を行う会として位置づけています。

なお、懇談会で提示する資料は、学校を統合する場合を想定したものもありますが、学校統合の必要性については、各検討事項での意見集約を進めながら検討していきます。

また、懇談会の状況に応じて、坂下中学校区の保護者や地域の方を対象とした意見交換会を開催します。



2 懇談会のスケジュール

6月から12月まで月1回開催する予定で、令和8年12月をめどに意見の集約を行っていきます。

3 その他

懇談会は、原則として公開で開催します。

Ⅱ 児童生徒数推計

令和 22 年度では、中学校区内の全ての小学校が全学年で学級数が 1 学級の「過小規模」であると推定されます。令和 8 年度と令和 22 年度を比較すると、全ての小学校において児童数が減少すると推計しています。

1 坂下中学校 ※R13 から「やや小規模」で推移

学 年	R 8 (やや小)		R 9 (適正)		R10 (適正)		R11 (適正)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	105	3	123	4	130	4	112	4
2 年	128	4	106	4	124	4	131	4
3 年	108	3	129	4	107	4	125	4
合 計	341	10	358	12	361	12	368	12

2 坂下小学校 ※R12 から「小規模」で推移、R22 では「過小規模」であると推定

学 年	R 8 (適正)		R 9 (適正)		R10 (適正)		R11 (適正)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	50	2	49	2	43	2	53	2
2 年	67	2	50	2	49	2	43	2
3 年	61	2	67	2	50	2	49	2
4 年	69	2	61	2	67	2	50	2
5 年	78	3	69	2	61	2	67	2
6 年	82	3	78	3	69	2	61	2
合 計	407	14	374	13	339	12	323	12

3 西尾小学校 ※R 9 から一部の学年が、R22 では全ての学年が複式学級であると推定

学 年	R 8 (過小)		R 9 (過小)		R10 (過小)		R11 (過小)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	7	1	9	1	7	1	6	1
2 年	3	1	7	1	9	1	7	1
3 年	9	1	3	1	7	1	9	1
4 年	9	1	9		3		7	1
5 年	13	1	9	1	9	1	3	1
6 年	15	1	13	1	9	1	9	
合 計	56	6	50	5	44	5	41	5

4 神屋小学校 ※「過小規模」で推移

学 年	R 8 (過小)		R 9 (過小)		R10 (過小)		R11 (過小)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	27	1	31	1	31	1	17	1
2 年	19	1	27	1	31	1	31	1
3 年	25	1	19	1	27	1	31	1
4 年	22	1	25	1	19	1	27	1
5 年	35	1	22	1	25	1	19	1
6 年	24	1	35	1	22	1	25	1
合 計	152	6	159	6	155	6	150	6

推計値の算出について、これまでの資料との変更点

※ 推計の基準年度をR 7からR 8に変更し、中学校のR 20 まで、小学校のR 14 までをR 8の0歳から5歳までの年齢別人口に基づき推計しています。

※ R 22 について、これまでの資料では市が将来の人口動向を推計した「人口ビジョン」から推計していましたが、直近の児童生徒数の状況を反映させるために、中学校はR 8からR 20 まで、小学校はR 8からR 14 までの児童生徒数推計の推移に基づき、将来も同様な増減の傾向があると想定して推計しています。

R 12 (適正)		R 13(やや小)		R 14(やや小)	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
106	4	99	3	95	3
113	4	107	4	100	3
132	4	114	4	108	4
351	12	320	11	303	10

R 20(やや小)	
生徒数	学級数
56	2
60	2
61	2
177	6

R 22 (やや小)	
生徒数	学級数
50	2
53	2
56	2
159	6

R 12 (小)		R 13 (小)		R 14 (小)	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
33	1	37	2	38	2
53	2	33	1	37	2
43	2	53	2	33	1
49	2	43	2	53	2
50	2	49	2	43	2
67	2	50	2	49	2
295	11	265	11	253	11

R 22 (過小)	
児童数	学級数
18	1
20	1
21	1
24	1
25	1
27	1
135	6

R 12 (過小)		R 13 (過小)		R 14 (過小)	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
7	1	1	1	4	1
6	1	7	1	1	
7	1	6	1	7	1
9	1	7		6	
7	1	9	1	7	1
3		7	1	9	1
39	5	37	5	34	4

R 22 (過小)	
児童数	学級数
3	1
2	
3	1
3	
3	1
4	
18	3

R 12 (過小)		R 13 (過小)		R 14 (過小)	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
21	1	22	1	14	1
17	1	21	1	22	1
31	1	17	1	21	1
31	1	31	1	17	1
27	1	31	1	31	1
19	1	27	1	31	1
146	6	149	6	136	6

R 22 (過小)	
児童数	学級数
18	1
19	1
19	1
19	1
22	1
21	1
118	6

Ⅲ 坂下中学校区における基本方針

令和8年6月に策定しました「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」の方針部分を抜粋しています。

子どもたちにとって『より良い教育環境の実現』を図るため、これまでの取組を踏まえ、坂下中学校区における学校統合に向けた方針を示します。

方針1

坂下中学校区内での統合を検討します。

- (1) 坂下中学校は、現時点では他の中学校との統合はしないものの、今後の生徒数の推移を見守ることとします。
- (2) 小学校は、坂下小学校・西尾小学校・神屋小学校の3校の統合に向けて検討を進めます。

- ① 坂下中学校区は、隣接する中学校区と地形的な隔たりがあることや、春日井市に合併前の旧坂下町地区として地域のつながりがあることから、坂下中学校区内での統合を検討します。
- ② 坂下中学校については、生徒数は減少するものの、学校規模は「やや小規模」で推移すると推定されるため、その推移を見守ることとします。
- ③ 小学校については、令和22年度では、坂下小学校及び神屋小学校は全学年で学級数が1学級の「過小規模」であること、また、西尾小学校では全学年で複式学級が編成されることが推定されるため、3校の統合に向けて検討します。
- ④ 登下校については、バスの利用などの通学手段を検討します。

方針2

新しい学校が魅力ある学校となるように検討を進めます。

- ① 小中一貫教育や特色あるカリキュラムの導入など、子どもたちにとって、また、地域にとって、魅力ある学校となるように検討します。
- ② 学校と地域との連携や協働の取組を取り入れ、地域ならではの創意工夫を活かした魅力ある学校づくりを検討します。
- ③ 地域の方が利用することができるコミュニティスペースの設置など、地域の拠点としての学校づくりを検討します。

方針 3

保護者や地域の方、学校関係者と連携しながら、丁寧に検討を進めます。

- ① 保護者や地域の方、学校関係者の意向を尊重しながら、意見交換会などを通じてしっかりと議論を積み重ね、十分な理解や協力を得ながら検討を進めます。
- ② 保護者や地域の方に、検討状況や意見交換の内容などの情報を積極的に発信します。

坂下小学校、西尾小学校、神屋小学校の児童数推計の合計

学 年	R 8 (適正)		R 9 (適正)		R 10 (適正)		R 11 (適正)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	84	3	89	3	81	3	76	3
2 年	89	3	84	3	89	3	81	3
3 年	95	3	89	3	84	3	89	3
4 年	100	3	95	3	89	3	84	3
5 年	126	4	100	3	95	3	89	3
6 年	121	4	126	4	100	3	95	3
合 計	615	20	583	19	538	18	514	18

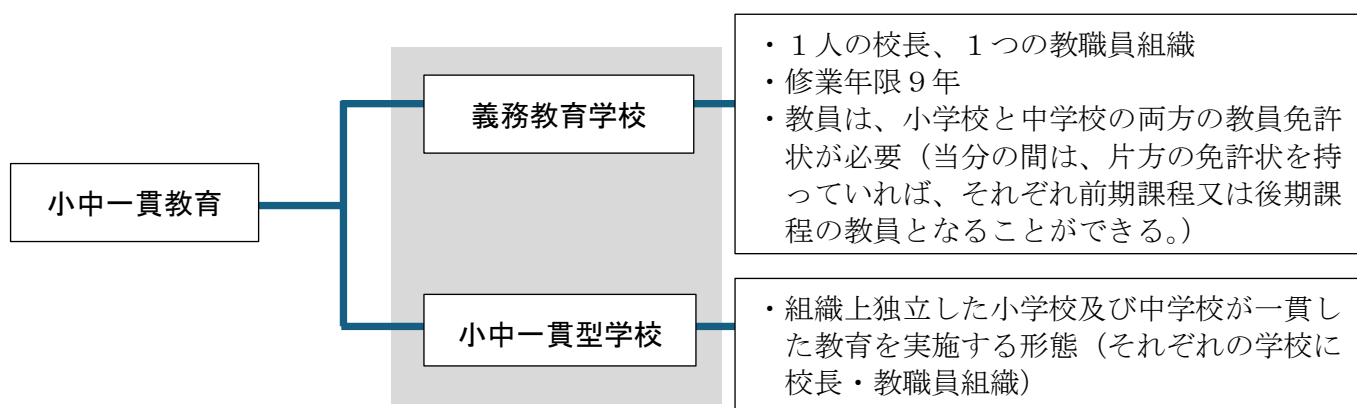
学 年	R 12 (適正)		R 13 (適正)		R 14 (適正)		R 22 (適正)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	61	2	60	2	56	2	39	2
2 年	76	3	61	2	60	2	41	2
3 年	81	3	76	3	61	2	43	2
4 年	89	3	81	3	76	3	46	2
5 年	84	3	89	3	81	3	50	2
6 年	89	3	84	3	89	3	52	2
合 計	480	17	451	16	423	15	271	12

Ⅳ より良い教育環境の実現に向けて ～小中一貫教育制度～

1 小中一貫教育制度について

小中一貫教育を行う学校には、「義務教育学校」と「小中一貫型学校」の2つの形態があります。義務教育学校は、一人の校長の下で一つの教職員組織が9年間一貫した教育課程を編成し、教育を実施する形態です。小中一貫型学校は、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を実施する形態です。

また、義務教育学校、小中一貫型学校に共通する学校施設の形態として、同じ敷地内に学校施設がある「一体型」、学校施設の敷地が隣接している「隣接型」、学校施設の敷地が距離的に離れている「分離型」があります。



学校施設の形態（「義務教育学校」、「小中一貫型学校」に共通する設置場所に関すること）

- (1) 一体型（同じ敷地内に学校施設があること）
- (2) 隣接型（学校施設の敷地が隣接していること）
- (3) 分離型（学校施設の敷地が距離的に離れていること）

2 小中一貫教育が求められる背景

(1) 教育内容や学習活動の量的・質的充実

学習指導要領において、9年間を見通した教育課程の編成の必要性等が強調されています。

(2) 子どもの発達の早期化等に係る現象

小学校高学年の身体的発達の早期化や自己肯定感の低下等に対応する必要があります。

(3) いわゆる「中1ギャップ」

中学校への進学の際の新しい環境への不適応について対策を講じる必要があります。

(4) 社会性育成機能の強化の必要性

地域コミュニティの変化やネットの普及等により人との関わりが減っており、社会性育成のニーズが高まっています。

(5) 学校現場の課題の多様化・複雑化

多様化・複雑化する課題を、中学校区単位で取り組み、充実させる必要があります。

3 小中一貫教育におけるメリット・デメリット

メリット
・9年間を見通した教育を行うことで、児童生徒の発達段階に応じた継続的な指導を行うことができる。 ・中学校教員が小学校の授業に関わることで、中学校教員の専門性を活かした指導を行うことができる。 ・異学年交流を行うことによって、下級学年への思いやり、上級学年へのあこがれなどが醸成され、精神的な発達や社会性の育成の効果が期待できる。 ・中学校進学の際の環境変化を緩和することができ、中1ギャップの解消になる。 ・教職員間で児童生徒の情報を共有しやすく、保護者との連携もスムーズになる。

デメリット
・人間関係が9年間固定化しやすい。 ・小学校高学年のリーダーシップや自主性を養う機会が少なくなる。 ・小1と中3では発達段階に大きな差があり、交流に課題が残る。 ・9年間を見越した一貫カリキュラムの編成には、相当な準備期間と専門性が必要。

4 学校施設の形態ごとのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
一体型 (同じ敷地)	・小・中学校の教員が行き来しやすく連携の質が高まる。 ・異学年交流が日常的に可能となる。	・子どもの発達段階が大きく異なるため、運動場など学校施設の利用などについて配慮が必要。
分離型 (別々の敷地)	・小学校、中学校がそれぞれ別々に設置されていることから、小学生、中学生らしい環境で生活ができる。	・教員の連携や、小学生、中学生間の交流に負担が大きい。 ・合同行事を実施する際に学校間の移動や安全面に課題がある。

※ 坂下中学校区では「隣接型」は想定されないため、記載を省略しています。

5 県内自治体導入実績

(1) 義務教育学校

西尾市：佐久島しおさい学校（一体型）

飛島村：飛島学園（一体型）

東栄町：東栄小学校・中学校（一体型）

(2) 小中一貫型学校

名古屋市：笹島小・中学校（一体型）

瀬戸市：にじの丘学園（一体型）、光陵学園みつば小学校・光陵中学校（分離型）

新城市：千郷小・中学校（隣接型）

日進市：竹の山小学校・日進北中学校（一体型）

Ⅳ より良い教育環境の実現に向けて ～通学バス～

1 通学バスの導入について

統合する場合、通学区域が広域化し通学距離や通学時間が長くなることに伴い、子どもたちの登下校時の安全確保、疲労への配慮、放課後の遊びの時間や家庭学習の時間の減少などの課題が考えられます。これらの課題に対応するため、通学バスの導入について検討します。

2 通学距離の考え方

本市の「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（令和7年2月）」では、「小学校は1.5 km、中学校は2 kmまでを標準とするが、徒歩のほか、自転車やバスでの通学も考慮し、小学校は4 km、中学校は6 kmまでを可能とする。」としています。

（参考）

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」では、「小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を通学距離として捉えることが一般的になっています。」としています。

3 坂下中学校区の意見交換会及び「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」に対するパブリックコメントにおける意見

- ・通学バスはどのような運用形態になるのか。
- ・統合には賛成だが、子どもの通学距離が遠くなることが心配。バス利用の対象者の範囲など具体的なことは決まっているか。
- ・通学距離に加えて、下校時間なども考慮しないといけない。学年別の下校時間など様々だと思うので、丁寧に考えてほしい。
- ・バス通学では時間に制約が生じ、十分に遊ぶ時間がなくなってしまう。

4 通学バスの検討事項

- (1) バスの運用形態について
路線バスの利用、スクールバスの導入（市の直接運営、外部委託）
- (2) バス利用対象の範囲について
- (3) 登下校時の運行本数や台数について
- (4) 乗降場所について
乗降時や待機時の安全確保、バス停の場所
- (5) 利用者負担について

5 近隣自治体の事例

(1) 瀬戸市 にじの丘学園（令和2年4月開校）

- 1 バスの運用形態
名鉄バス（大型・路線バス） 定員 70 人程
- 2 運行台数
登校：6 分に 1 便程度。通学班がどの便に乗るか決まっている。
下校：登校時のように調整していない。一斉下校時は臨時便を出す場合あり。
臨時便は費用面を含めて名鉄バスと協議している。
- 3 対象エリアの基準
明確な基準はない。学校に近すぎる子にはバスを使用しないように保護者には連絡している。また、毎年バスの利用についてアンケートを行っており、バスの利用について学校と保護者で調整している。
- 4 バス停
既存のバス路線を使用。学校の統合にあわせて、乗降環境の整備を実施した。
- 5 利用者負担
市に月額 500 円（年額 6,000 円）支払い、定期券を受領し利用する。
※ 定期券代との差額は、市が名鉄バスに支払いをしている。

(2) 小牧市 桃花台東小学校、桃花台西小学校（令和9年4月開校予定）

- 1 バスの形態
マイクロバス（貸し切り）定員 28 名 5～6 台程度（2 校合計）
- 2 運行本数
登校時 1 便、下校時最大 3 便
- 3 対象エリアの基準
学校からの実際距離で 2 km 程度を目安とし、学校再編に伴い通学距離が遠距離になる地域を中心に地形や道路によりエリアを定める。
- 4 バス停
児童等が安全に待機や乗降ができる地域の会館や公共用地等を指定する予定。
- 5 利用者負担
児童は無料で利用できる予定。

(3) 鈴鹿市 天栄小学校（令和8年4月開校）

- 1 バスの形態
バス（貸し切り） 中型 2 台（定員 43 名）、マイクロバス 2 台（定員 28 名）
- 2 運行本数
登校時 4 便、下校時 8 便
- 3 対象エリアの基準
学校再編に伴い、通学先が変更となり、自宅から新たな通学先までの通学距離が 2 km 以上の児童をスクールバスの利用対象者とする。
- 4 バス停
児童等が安全に待機や乗降ができる地域の会館や公共用地等を指定している。
- 5 利用者負担
児童は無料で利用できる。

Ⅳ より良い教育環境の実現に向けて ～放課後の子どもの居場所づくり～

1 概要

本市では、放課後の子どもの居場所づくりとして、「放課後なかよし教室」や「子どもの家」を次のとおり設置しています。また、西尾小学校区では「あい農子どもクラブ」を設置しています。

	なかよし教室	子どもの家	あい農子どもクラブ
趣旨	保護者や地域の方々と協力して子どもを健やかにはぐくむため設置するもの。	保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもに対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供するもの。	放課後や学校の長期休業期間中に児童の居場所を提供するもの。
実施場所	坂下小学校 神屋小学校	坂下小学校 神屋小学校	あい農パーク春日井
利用時間	(平日) 放課後～午後4時30分 ※休日や長期休業日、給食が無い日等は利用できない。	(平日) 放課後～午後7時 (学校休業日) 午前8時～午後7時 長期休業日等は午前7時30分～午後7時。日曜日、休日は休業日。	(平日) 放課後～午後7時 (学校休業日) 午前8時～午後7時 ※長期休業期間や運動会の振替休日を指す。土・日曜日、休日は休業日。

2 利用状況

(1) 放課後なかよし教室 ※「利用者」は1日平均の利用者数

	R 6		R 7		R 8	
	登録者	利用者	登録者	利用者	登録者	利用者
坂下小	110	50	117	42	92	43
神屋小	70	33	53	25	43	24

(2) 坂下・神屋子どもの家、あい農子どもクラブの利用状況

(各年度4月1日からの利用希望者の状況)

	R 6			R 7			R 8		
	申込	許可	不許可	申込	許可	不許可	申込	許可	不許可
坂下	71	69	2	87	67	20	68	68	0
神屋	46	46	0	27	27	0	29	29	0
あい農	49	49	0	39	39	0	27	27	0

※「坂下」の令和6年度不許可者数2人は4年生、令和7年度の不許可者数20人の内訳は2年生3人、3年生5人、4年生9人、5年生1人、6年生2人。

Ⅳ より良い教育環境の実現に向けて ～学校と地域との連携～

1 学校と地域との連携について

学校と地域で子どもを育てることで、子どもの成長を多角的に支援することができます。また、地域活動を通じて、地域の住民同士で顔見知りが増えたり、新たな出会いが生まれたりすることで地域全体の活性化につながるとともに、子どもたちは学校だけでは得られない様々な学びの機会を得ることができます。

本市では、地域全体で子どもの成長を支えるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を始めとした、学校と地域が一体となった学校づくりを進めています。

2 コミュニティ・スクールについて

(1) コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、地域住民や保護者、地域で活動する団体、校長などからなる「学校運営協議会」を設置している学校のことです。本市では、藤山台小中学校で設置しています。コミュニティ・スクールで協議したことを地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が調整し、地域全体で子どもの成長を支える活動を展開しています。

(2) 今後の展開について

本市では、コミュニティ・スクールの導入を加速させるため、まずは小学校で、藤山台小中学校での取組をモデルケースとして優先的に導入を進め、中学校は小学校の導入状況を踏まえ、改めて検討することとします。

小学校については、令和 10 年度までに藤山台小学校を除く小学校 36 校にコミュニティ・スクールを導入できるように取り組んでいきます。

3 学校と地域との連携事例

(1) 藤山台小中学校

- ・花壇の整備、本の読み聞かせ、図書室の整備、登校の見守りなどを実施しています。
- ・藤山台小学校内に、地域ボランティアの方々の交流や活動の打ち合わせなどに活用できる地域連携室を設置しています。

(2) 押沢台小学校

- ・地域の有志「押沢台朝の児童見守り会」が、押沢台小学校内の子どもの家を利用して、平日の午前 7 時から児童の受け入れを実施しています。

V 学校の設置場所

1 前提事項

統合する場合の学校の設置場所については、次のことを前提として検討を進めます。

- (1) 現在の学校敷地の他に中学校区内にまとまった面積の適地がないことから、土地については既存の学校用地を活用することとします。
- (2) 小学校については、子どもたちにとって、また、地域にとって魅力ある学校となるように新設を予定しています。

2 各学校の状況

(令和8年度時点)

	坂下中学校	坂下小学校	神屋小学校	西尾小学校
児童生徒数	346 人	422 人	163 人	59 人
校舎経過年数	48 年	59 年	47 年	56 年
普通教室数	15 教室	18 教室	12 教室	7 教室
敷地面積	23,874 m ²	19,663 m ²	22,186 m ²	14,757 m ²
校舎面積	10,059 m ²	5,438 m ²	9,285 m ²	7,587 m ²
運動場面積	12,930 m ²	7,099 m ²	12,022 m ²	4,731 m ²
体育館面積	994 m ²	758 m ²	712 m ²	712 m ²

3 学校の設置場所（案）の考え方

考え方① 中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。

【候補地】

坂下小学校・・・A案 神屋小学校・・・B案 西尾小学校・・・C案

考え方② 中学校と小学校を同一敷地内に設置する。

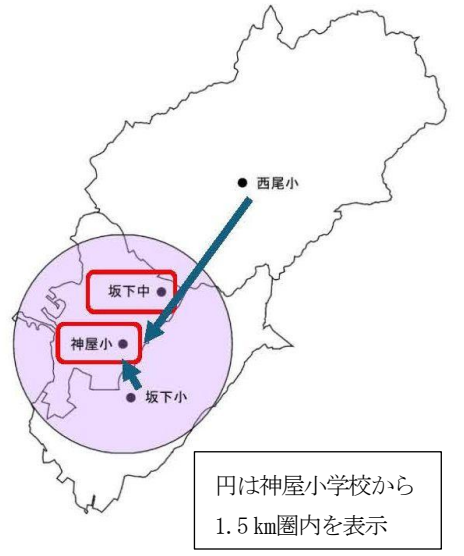
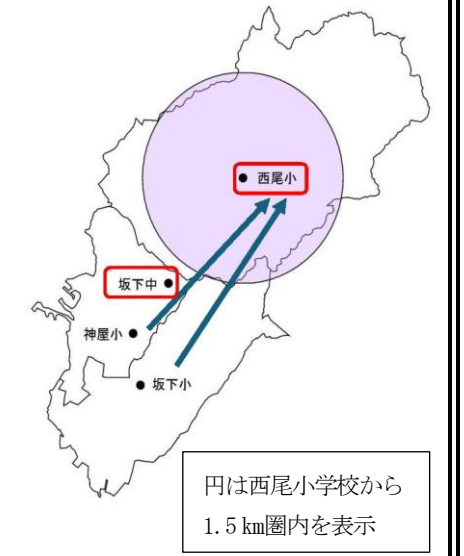
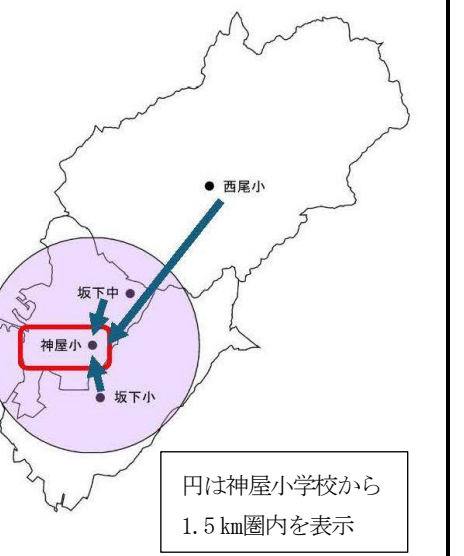
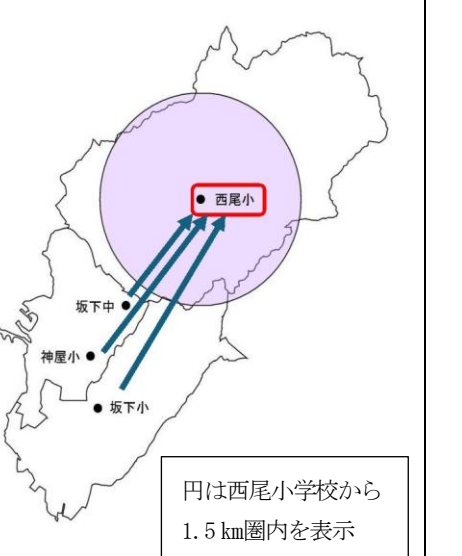
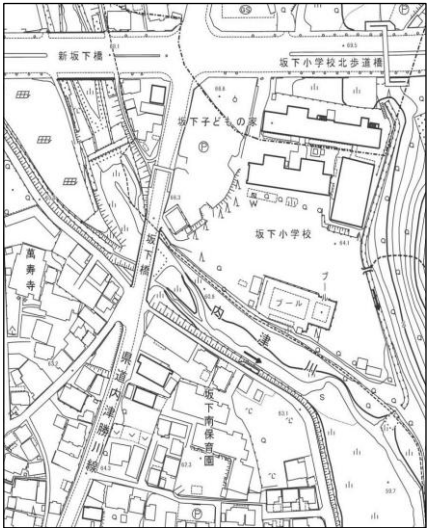
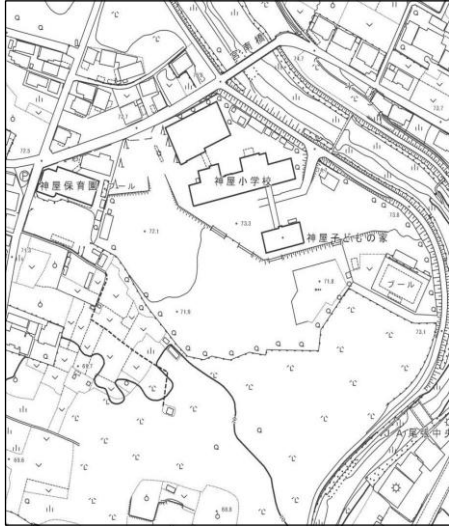
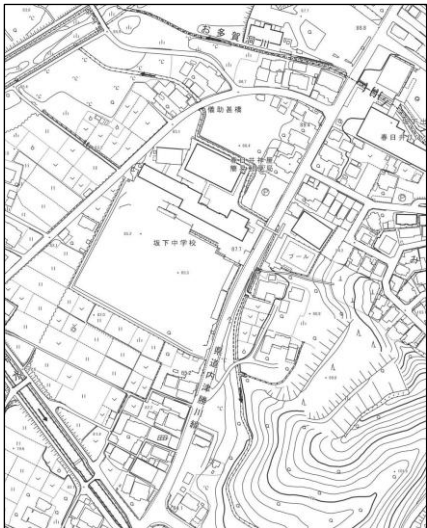
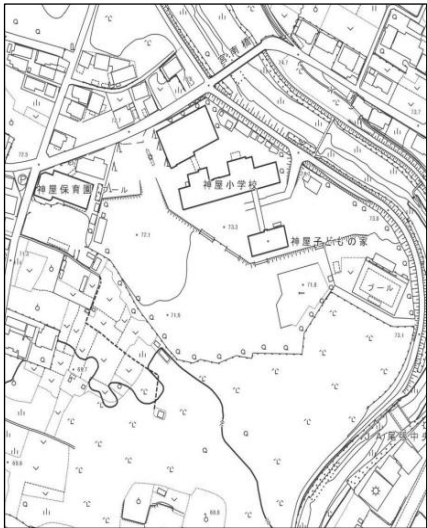
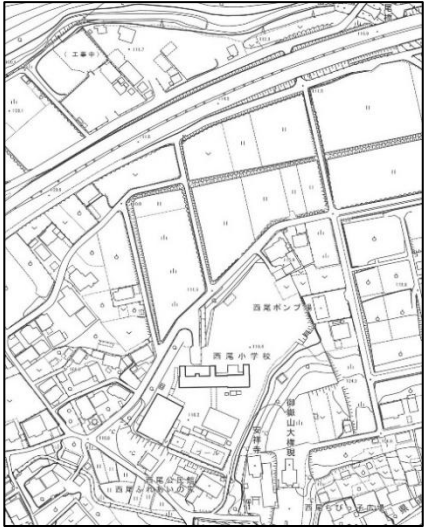
【候補地】

坂下中学校・・・D案 神屋小学校・・・E案 西尾小学校・・・F案

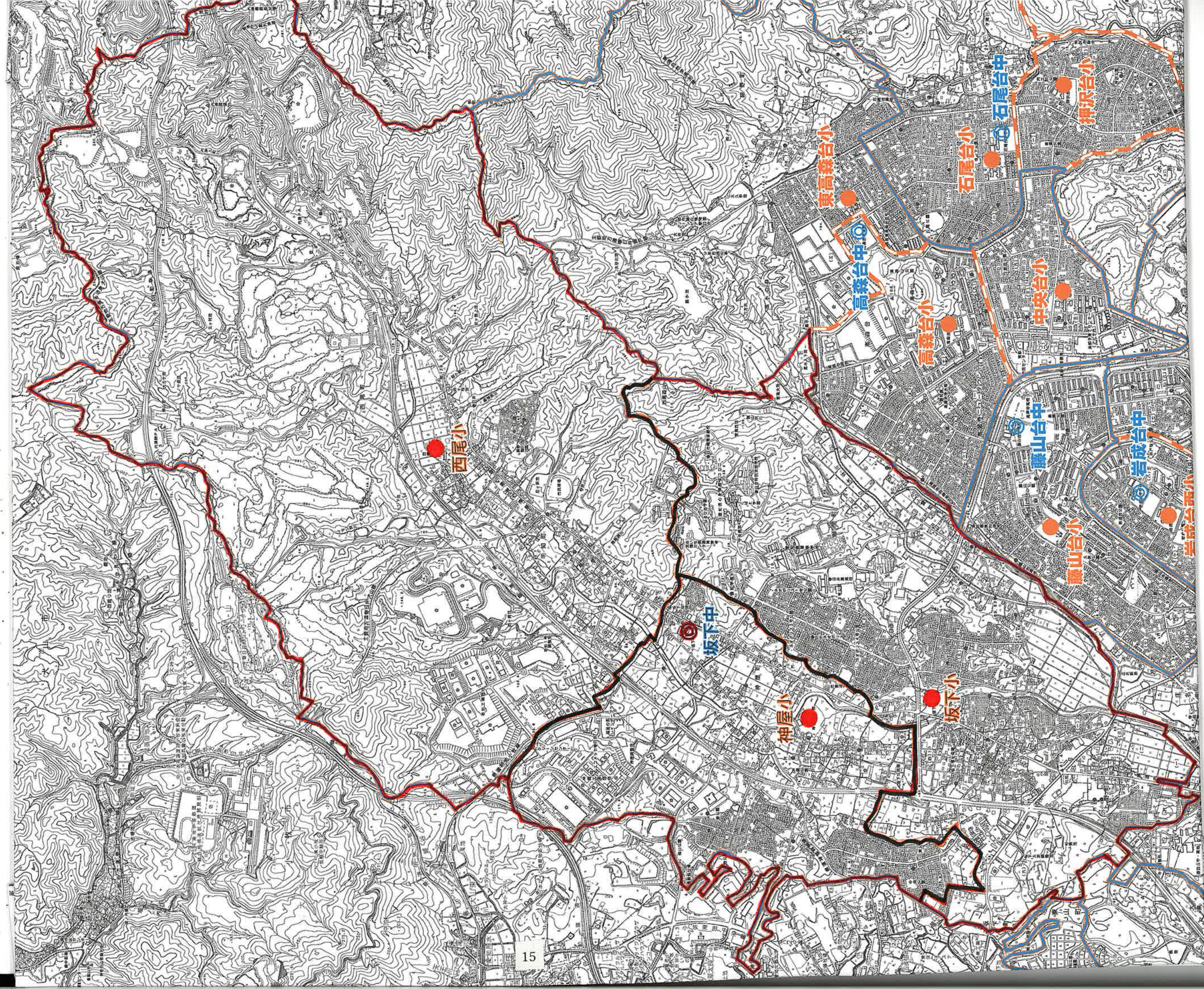
※ 坂下小学校は、既存の運動場面積では学校施設の基準を満たさず、隣接地の状況から学校敷地の拡張も困難なことから除外します。

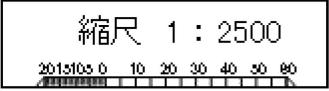
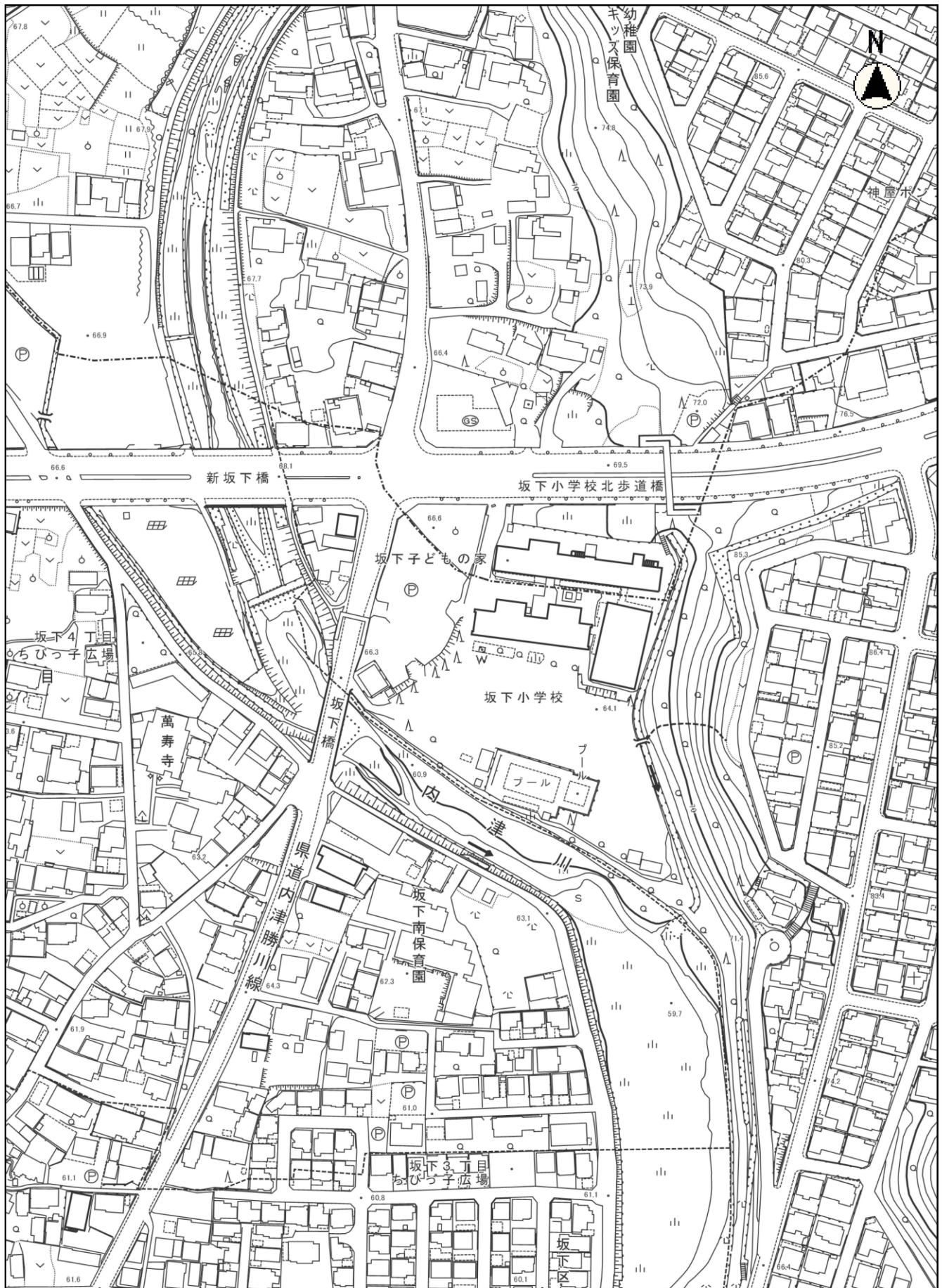
※ 西尾小学校は、既存の運動場面積では学校施設の基準を満たさないため、学校敷地の拡張が必須となります。

坂下中学校区 学校の設置場所（案）比較表

区分	【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。			【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。		
候補地	【A案】坂下小学校	【B案】神屋小学校	【C案】西尾小学校	【D案】坂下中学校	【E案】神屋小学校	【F案】西尾小学校
検討案の概要	(1) 坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2) 坂下小学校の敷地に小学校3校を統合した学校を設置する。	(1) 坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2) 神屋小学校の敷地に小学校3校を統合した学校を設置する。	(1) 坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2) 西尾小学校の敷地に小学校3校を統合した学校を設置する。	(1) 坂下中学校の敷地に坂下中学校と小学校3校を統合した学校を設置する。	(1) 神屋小学校の敷地に、坂下中学校と小学校3校を統合した学校を設置する。	(1) 西尾小学校の敷地を拡張し、坂下中学校と小学校3校を統合した学校を設置する。
位置図	 円は坂下小学校から1.5 km圏内を表示	 円は神屋小学校から1.5 km圏内を表示	 円は西尾小学校から1.5 km圏内を表示	 円は坂下中学校から1.5 km圏内を表示	 円は神屋小学校から1.5 km圏内を表示	 円は西尾小学校から1.5 km圏内を表示
周辺地図						
敷地面積	敷地面積	19,663 m ²	敷地面積	22,186 m ²	敷地面積	14,757 m ²
	校舎面積	5,438 m ²	校舎面積	9,285 m ²	校舎面積	7,587 m ²
	運動場面積	7,099 m ²	運動場面積	12,022 m ²	運動場面積	4,731 m ²
	体育館面積	758 m ²	体育館面積	712 m ²	体育館面積	712 m ²
	※借地を含む (2,300 m ²)					
周辺道路	・県道 508 号 (内津勝川線) と接道 ・市道 137 号 (白山線) 幅員 19.4m と接道	学校周辺の車道幅員 〔 宮南橋 4.5m 神屋保育園前 4.5m 〕	学校周辺の車道幅員 〔 県道からの進入路 3.5m 国道からの進入路 2m 〕	・県道 508 号 (内津勝川線) と接道 ・市道 6637 号 (中学校西側) 幅員 5m と接道	学校周辺の車道幅員 〔 宮南橋 4.5m 神屋保育園前 4.5m 〕	学校周辺の車道幅員 〔 県道からの進入路 3.5m 国道からの進入路 2m 〕

区分	【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。			【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。		
候補地	【A案】坂下小学校	【B案】神屋小学校	【C案】西尾小学校	【D案】坂下中学校	【E案】神屋小学校	【F案】西尾小学校
候補地の位置	市街化区域に近く、坂下地区の人口分布の多い地域に位置しており、地区の主要道路に面している。	住宅地と農地が混在した地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の人口分布の少ない地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の概ね中央に位置し、地区の主要道路に面している。	住宅地と農地が混在した地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の人口分布の少ない地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。
現在の敷地面積	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	運動場面積が不足する。
通学バス	幅員の広い道路に面しており、通学バスの乗入れが容易。 通学バスの運行は、中学校区の北方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約9％と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れに注意が必要。 通学バスは、中学校区の北及び南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約37％と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れが困難。 通学バスの運行は、中学校区の南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約91％と推定される。	幅員の広い道路に面しており、通学バスの乗入れが容易。 通学バスは、中学校区の北及び南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約58％と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れに注意が必要。 通学バスは、中学校区の北方向、南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約37％と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れが困難。 通学バスの運行は、中学校区の南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約91％と推定される。
小中一貫教育	分離型の導入が可能。	分離型の導入が可能。	分離型の導入が可能。	一体型の導入が可能。	一体型の導入が可能。	一体型の導入が可能。
防災	内津川の浸水想定区域であり、敷地東側は土砂災害警戒区域（一部は特別警戒区域）に指定。	内津川の浸水想定区域に該当。	特になし。	特になし。	内津川の浸水想定区域に該当。	特になし。
整備中の学校運営	□ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として □ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う	☒ 支障なし □ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う	□ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の中学校に通う	□ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う ※「一時的に別の小学校に通う」場合でも、整備後の敷地面積から敷地の拡張が必要。	□ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う ※ 現在の運動場面積は基準と比較し不足しているため、敷地の拡張が必要。	
学校敷地拡張の可能性	隣接地の状況から、学校敷地の拡張は困難。	拡張は可能だが、必要性はない。 ＜参考＞ 小学校南側 最大 約18,000㎡ 取得後の合計 約40,186㎡	小学校北側 最大 約13,000㎡ 取得後の合計 約27,757㎡ ※ 隣接する土地であるが、道路を挟んでいる。	①中学校南側 最大約13,000㎡ 取得後の合計 約36,874㎡ ※ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、神屋水利組合と調整が必要。 ②中学校北側 最大 約4,200㎡ 取得後の合計 約28,074㎡	小学校南側 最大 約18,000㎡ 取得後の合計 約40,186㎡	小学校北側 最大 約13,000㎡ 取得後の合計 約27,757㎡ ※ 隣接する土地であるが、道路を挟んでいる。
整備期間（想定）	学校施設整備 5年	学校施設整備 5年	学校施設整備 5年 ※ 用地取得をする場合は、測量等を含め、3年程度の期間が必要。 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。	学校施設整備 5年 用地取得（測量等を含む） 3年 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。 ※ 神屋地下堰堤に配慮が必要。	学校施設整備 5年 用地取得（測量等を含む） 3年 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。	学校施設整備 5年 用地取得（測量等を含む） 3年 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。
整備費用（参考）	学校施設整備 55億円 坂下中学校大規模改修 30億円 合計 85億円	学校施設整備 55億円 坂下中学校大規模改修 30億円 合計 85億円	学校施設整備 55億円 坂下中学校大規模改修 30億円 合計 85億円 ※ 用地を取得する場合は、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備 75億円 坂下中学校大規模改修 - 円 合計 75億円 ※ 用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備 75億円 坂下中学校大規模改修 - 円 合計 75億円 ※ 用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備 75億円 坂下中学校大規模改修 - 円 合計 75億円 ※ 用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。







縮尺 1 : 2500

0 10 20 30 40 50 60

